新川老人保健施設（介護予防）訪問リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書

（令和３年４月１日現在）

１．新川老人保健施設（(介護予防）訪問リハビリテーション）の概要

（１）連絡相談窓口　電話０７６５－２４－３０８０　担当　川井　藍子

（２）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	新川老人保健施設
所在地	魚津市住吉 236 番地
電話番号／ＦＡＸ番号	0765-24-3080／0765-24-5055
介護保険指定番号／指定年月日	１６７０４００６８６／平成 26 年 11 月 9 日
サービスの種類	（介護予防）訪問リハビリテーション
サービスを提供する地域	魚津市・黒部市・滑川市

上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

（３）職員体制と営業時間

職員体制	営業時間
医師１名　（兼務・常勤換算） 理学療法士１名以上 作業療法士１名以上	月曜日～金曜日 10:00～17:00 但し、祝祭日・お盆・年末年始を除く

２．（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの特徴

（１）運営の方針

各部門との密接な連携を図り、利用者一人一人にあった、きめ細かいサービスを提供することによって、利用者そしてご家族の希望に沿うような、親切で、質の高いサービスを提供します。

（２）サービス利用のために

指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の回復のため、主治医の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成した訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、下記（ア）を目的とし、（イ）の訓練等を行います。

（ア）目的

①ＡＤＬの低下防止

②ＱＯＬの維持・向上

③寝たきり防止

④社会性の維持・向上

⑤その他、利用者の状態の改善

（イ）訓練等

①基本的動作訓練・活動向上訓練

②日常生活動作に関する訓練

③自助具適用・使用訓練

④運動療法

⑤作業療法

⑥物理療法

⑦その他必要訓練

３．利用料その他

（１）指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、算定の基準等は次のとおりとします。

①（介護予防）訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診療の日から三月以内に行われた場合に算定します。

②（介護予防）訪問リハビリテーションは、利用者またはその家族等利用者の看護等に当たる者に対して１回あたり２０分以上指導を行った場合、週６回を限度として算定します。

③短期集中リハビリテーション加算は、第７条の訓練で実用歩行訓練・活動向上訓練等を組み合わせて個々の利用者の状態に応じて行った場合に算定し、要介護者にあたっては退院（所）日又は認定日から起算して３月以内の期間に行われる場合は、１週間につき概ね２日以上、１日あたり２０分以上実施する場合に算定します。要支援者にあたっては、退院（所）日又は認定日から起算して１月以内の期間に行われた場合は１週につきおおむね２日以上、１日当たり４０分以上、退院(所)日又は認定日から起算して１月を超え３月以内の期間に行われる場合は、１週間につき概ね２日以上、１日あたり２０分以上実施する場合に算定します。

④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、(介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が７年以上の者が１名以上いる場合に算定します。

（２）治療上必要なもので、介護保険の対象とならないものについては、その都度利用、または家族に説明し同意を得たものに限り徴収します。

（３）料金のお支払い方法

毎月、１５日までに前月分の請求書を発行いたしますので、当月末までにお支払い下さい。お支払いの際に、領収証を発行します。

（４）担当スタッフが、やむを得ず訪問できなくなった場合には、利用者及びご家族と相談の上、事前に訪問日を変更するか、他のスタッフが代わりに訪問するよう対応します。

４．緊急時の連絡先

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

５．事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した時は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

６．サービス内容に関する苦情

①　当事業所お客様相談・苦情担当

担当者　村井　由美子（看護師長）

　　中村　香　　（介護支援専門員）

②　その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・魚津市社会福祉課介護保健係　　電話　０７６５－２３－１１４８

・滑川市福祉介護課　　電話　０７６－４７５－２１１１

・黒部市福祉課　　電話　０７６５－５４－２１１１

・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

電話　０７６５－５７－３３０３

・富山県国民健康保険団体連合会介護保険班

電話　０７６－４３１－９８１６

・富山県福祉サービス運営適正化委員会

ご利用時間　月～金　午前９時～午後５時

電話　０７６－４３２－３２８０